

Q&A 中国ビジネス Q&A データ越境流通の促進および規範化に関する

「データ越境流通の促進および規範化に関する規定」(以下「緩和規定」)が2024年3月22日から施行され、これにより、中国国内から個人情報を越境移転させるための手続きが大幅に緩和されました。本稿では、緩和規定の概要、企業への影響などについて、Q&A形式で解説します。

Q 緩和規定が施行される前までは、個人情報を越境移転させる場合、どのような手続きを踏む必要があったのでしょうか。

A 例えば、中国(香港、マカオ、台湾を含まない中国本土を指します。以下同じ)に位置するA社が、その保有する従業員の個人情報を、A社の親会社である日本本社B社に送信することを検討しているものと仮定すると、この場合には、大きく以下の3つの要件を具備する必要があります。

- ① 個人情報主体に対する告知、および、(同意取得不要の場合を除き)個人情報主体からの個別同意の取得
- ② 中国国家ネット情報部門が定める越境移転の前提手段の具備
- ③ 越境移転前における個人情報保護影響評価

まず、①の要件を満たすためには、A社は各従業員に対し、越境移転先であるB社の名称、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類ならびに従業員個人がB社に対し中国の個人情報保護法(以下「PIPL」)に定める権利を行使する方法および手続き等の事項を(なお、移転対象個人情報がセンシティブ個人情報^{注1}である場合、センシティブ個人情報を取り扱う必要性および従業員個人の権益に対する影響も)告知した上で、その個別同意を取得しておく必要があります。もっとも、民主的手続きによる制定を経て、クロスボーダー人事管理における個人情報の取り扱いを含む従業員の個人情報の取り扱い全般に関する適法かつ合理的な規定(かかる規定には、PIPL17条の一般個人情報の取り扱いに係る告知事項、同30条のセンシティブ個人情報の取り扱いに係る告知事項および同39条の越境移転に係る告知事項を念頭においてしるべき内容を記載しておく必要があります)を就業規則に盛り込んだ上、従業員に周知させれば、同意の取得は不要となります。ちなみに、この①の要件は、緩和規定施行後も引き続き維持されています。

次に、②の要件については、A社の属性や取り扱う個人情報の数量に応じて、以下のいずれかの前提手段が求められていました。

- 中国国家ネット情報部門による安全評価(以下「安全評価」)に合格すること。
- 中国国家ネット情報部門が指定した専門機関で個人情報保護認証(以下「保護認証」)を受けること。
- 越境移転先との間で「個人情報越境標準契約」(以下「SCC」)を締結し、かつ、管轄官庁に届出をすること。

仮にA社が①「重要情報インフラ^{注2}運営者」である場合や、

②越境移転する個人情報が「重要データ^{注3}」に該当する場合、または、③(①もしくは、②に該当しないときであっても)取り扱う個人情報の数量が下記の「人数基準」を満たす場合には、安全評価に合格しなければならず、非常にハードルの高い手続きをクリアする必要があります。

<人数基準>

- i) 100万人分以上の個人情報を取り扱っている。
- ii) 前年1月1日以降、累計で10万人分の個人情報の越境移転を行った。
- iii) 前年1月1日以降、累計で1万人分のセンシティブ個人情報の越境移転を行った。

他方、前記の①～③のいずれにも該当しなければ、保護認証を受けるか、B社との間でSCCを締結し、かつ、管轄官庁に届出をすることで、②の要件を満たすことができます。

多くの企業は安全評価のパスを義務付けられるケースに該当しないため、保護認証またはSCCの締結・届出を選択することになりますが、保護認証については当局の対応体制が不十分であったこともあり、SCCの締結・届出を検討することが実務上一般的な対応でした。

もっとも、SCCを締結する場合には、SCCと共に、(③の要件でもある)越境移転前に実施される個人情報保護影響評価(以下「TIA」)の報告書(以下「TIA報告書」)を、SCCの発効日から10営業日以内に省レベルのネット情報部門に届け出る必要があること、SCCもTIA報告書も当局の指定フォーマットに従って締結・作成しなければならないこと、届出に対して当局が実質的な審査権限を持っているため、届出が審査をパスするまでさらなる追加作業を求められることもあることから、企業の手続負担は小さくありませんでした。

Q A社がB社に送信する従業員の個人情報が仮に50人程度であっても、SCCの締結が必要になりますか。

A 越境移転する個人情報が比較的少量である場合の特例が定められていなかったため、50人程度であっても、SCCの締結およびその届出が必要になります。そのため、企業の手続負担を低減するための新法の制定に期待が寄せられていました。

Q 緩和規定の施行によって、どのように手続きが緩和されたのでしょうか。

A 緩和規定において、前提手段の具備が免除される場面が新設されたため、企業の手続負担が大幅に解消されたといえます。

- 1. 特定の場面に該当することによる前提手段の具備の免除
まず、いくつかの場面では前提手段の具備が免除されるよ

する規定について

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
 弁護士(中国法) 張翠萍、弁護士 志賀正帥

うになりました。とりわけ、下記(1)や(2)に定めるような、クロスボーダー取引やクロスボーダー企業における人事管理など、個人情報の越境移転が不可避に生じる場面において、SCCの締結・届出(TIA報告書の同時提出を含みます)といった手続負担から解放されることになり、緩和規定の制定による恩恵は大きいと思われます。

(1) 越境 EC、クロスボーダー輸送、海外送金、クロスボーダー決済、クロスボーダー口座開設、航空券・ホテル予約、ビザ手続、試験サービス等の個人を一方当事者とする契約の締結・履行のために、個人情報を中国国外に提供する必要が確実にある場合。

(2) 法により制定された労働規則制度および法により締結された労働協約に基づきクロスボーダー人的資源管理を実施するにあたり、従業員の個人情報を中国国外に提供する必要が確実にある場合。

なお、就業規則などの社内規程さえ策定されていれば、クロスボーダー人事管理の必要性に基づき、緩和規定の適用によって主体要件が免除されるわけではないことに留意する必要があります。「法により制定された労働規則制度」として評価しうるか否かが重要になります。この点、いわゆる「法により制定された労働規則制度」については、中国法上、①民主的手続による制定(改定を含みます)、②内容が適法かつ合理的であること、および③従業員への周知(従業員への公示・告知の実施)といった3要素が求められると解されます。この点に関し、しかるべき内容を含む就業規則の制定により、同意取得が不要になりますが、当該就業規則の制定をもって、緩和規定の上記免除の要件を満たすことにもなり、一石二鳥といえます。

2. 人数基準の緩和による前提手段の具備の免除

次に、前述の人数基準が緩和されたことにより、仮に上記の特定の場面に該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば、具備すべき前提手段がより簡易なものに引き下げら

れ、または前提手段の具備自体が免除されるようになりました。緩和規定上の人数基準およびそれに対応する前提手段は、図のとおりです(なお、「X」とは、越境移転される個人情報主体の人数を指します)。

例えば、緩和規定が施行される前までは、累計で越境移転した一般個人情報が10万人分以上であれば安全審査の合格が必要になりますが、緩和規定によりますと、(期間の起算点は若干異なりますが)累計で越境移転した一般個人情報が10万人分以上100万人分未満であれば、保護認証またはSCCの締結・届出でよい、ということになります。

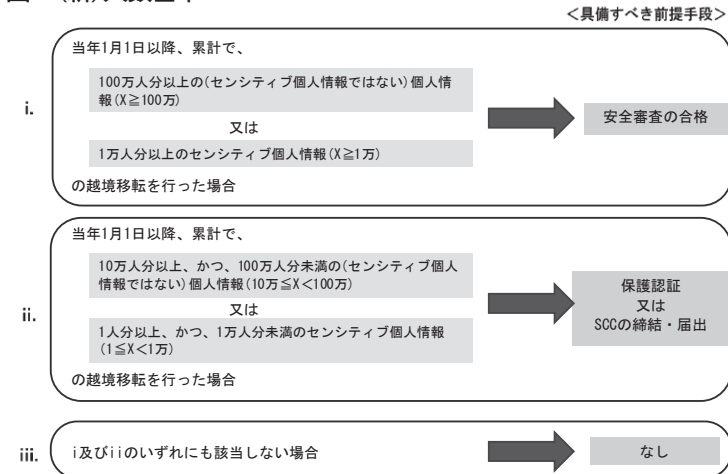
Q 越境移転する個人情報が累計で10万人未満であれば、SCCの締結・届出は不要になるということですね。他に何か留意すべき点があれば教えてください。

A ご理解のとおり、企業にとって最も朗報といえるのが図のiii.の部分であり、(前述の①および②のいずれにも該当しない場合で)越境移転する一般個人情報の数量を累計10万人分未満に制限すれば、SCCの締結・届出を含む全ての前提手段の具備が免除されることになります。ただし、センシティブ個人情報の越境移転が累計で1件でも発生しますと図1のii.の場面に該当してしまいますので、同時に、センシティブ個人情報の越境移転をゼロ件に抑える必要があります。

もっとも、前記(1)および(2)のいずれかに該当する場合には、センシティブ個人情報の越境移転があっても、前提手段の具備が免除されることになりますので、例えば、クロスボーダー人事管理における個人情報の越境移転については、「法により制定された労働規則制度」を構築しておくことは、有用な対応策として検討に値する手段であると言えます。

また、仮にSCCの締結・届出などが免除される場合であっても、TIAの実施およびTIA報告書の作成が免除されるわけではないため、個人情報の越境移転について関連法令に従ってTIA関連の義務を履行しておく必要があります。

図 (新)人数基準



注1:「センシティブ個人情報」とは、ひとたび漏洩し、または不法に使用されれば、個人の人格尊厳が侵害され、または人身および財産の安全が危害を受けることとなりやすい個人情報を指すとされています。例として、生体識別情報、宗教的信仰、特定の身分、医療・健康、金融口座、移動履歴等の情報および14歳未満の未成年者の個人情報が挙げられます。

注2:「重要情報インフラ」とは、(i)公共通信および情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務等の重要な業界・分野における、ならびに(ii)その他の破壊、機能喪失またはデータ漏洩にひとたび遭遇すれば国の安全、国民経済・民生、公共の利益に重大な危害が及ぶおそれがある、重要なネットワーク施設、情報システム等を指すとされています。

注3:「重要データ」とは、特定の分野、特定のグループ、特定の区域の、または一定の精度および規模に達し、ひとたび改ざん、破壊、漏洩または不法取得、不法利用に遭遇すれば、国の安全、経済運営、社会的安定性、公衆の健康および安全等に危害を及ぼす可能性があるデータを指します。